

品川区要配慮者支援全体計画【概要版】

【第1章】総則

本計画は、品川区地域防災計画の下位計画に位置付けられ、区の要配慮者の支援における基本的な考え方や方針を整理し、要配慮者支援体制を強化することを目的に策定する。

【第2章】支援対象者と支援者の範囲

1. 支援対象者の範囲(要配慮者、避難行動要支援者)

支援対象者となる要配慮者を以下の①～⑫と定める(①～⑥に該当する者を特に避難行動要支援者と定める)。

要配慮者

避難行動要支援者

- ① 要介護度1～5の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者
- ② 身体障害者手帳所持者のうち1～3級に該当する者
- ③ 愛の手帳所持者のうち1度～2度に該当する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1～2級に該当する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑤ 在宅の難病患者や重症心身障害児で人工呼吸器や痰吸引等の利用患者及び在宅難病患者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑥ ①～⑤に該当しない者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑦ ひとり暮らし等高齢者名簿に登録されている者
- ⑧ 要支援1～2に該当する者
- ⑨ 身体障害者手帳所持者のうち4級～6級に該当する者
- ⑩ 愛の手帳所持者のうち3度～4度に該当する者
- ⑪ 精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者証(精神通院)所持者
- ⑫ 上記以外の妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、怪我等による歩行困難者など

2. 支援者の範囲(避難支援等関係者)と確保

支援者となる避難支援等関係者を① 防災区民組織 ② 警察署 ③ 消防署 ④ 区 と定め、その他支援機関確保に努める。

【第3章】避難行動要支援者名簿

1. 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる以下の名簿を作成する。また、平常時に名簿を配付する際は、個人情報漏えい防止のための対策を講じる。

名簿A；品川区避難行動要支援者名簿(発災時外部提供用)

避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者その他の者に情報提供を行い、安否確認および避難誘導、救出救護に活用する。

名簿B；品川区避難支援個別計画作成名簿(平常時外部提供用)

地域における支援体制構築のため、避難行動要支援者に該当する者で以下の①～③のうち個人情報の外部提供への同意者のみが登録された名簿。平常時より避難支援等関係者に配付し、「品川区避難支援個別計画」※1の作成や訓練実施など地域における支援体制構築のために活用する。

- ① 要介護度1～5の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者
- ② 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者総合等級1～3級に該当する者
- ③ 本名簿への登録を特に希望する者で、避難誘導に支援が必要と区が判断する者

※1 避難行動要支援者ごとに作成される支援者や支援方法を定めた計画書

【第4章】支援体制の全体像と役割

1. 支援体制の全体像(品川区要配慮者支援体制)

発災時における要配慮者の被害を最小限にとどめるためには、要配慮者を含め要配慮者支援に関わるすべての人がそれぞれの役割を理解し、互いに協力・連携しながら支援体制を構築していくことが必要である(品川区要配慮者支援体制モデル図参照)。

2. 要配慮者支援における区の責務と要配慮者および各関係者の努め

区は、平常時において要配慮者を含め各関係者と協力・連携しながら支援体制を構築し、発災時において迅速かつ円滑な支援を実施することを責務とする。また、要配慮者および各関係者は、それぞれの役割を理解し支援体制構築および発災時の支援実施に可能な限り協力することを努めとする。

3. 平常時、発災時におけるそれぞれの役割

平常時における役割

- (1) 区の役割
 - ① 支援対象者の把握
 - ② 品川区避難支援個別計画作成
 - ③ 各関係団体および要配慮者に対する支援、協力依頼等の実施
- (2) 防災区民組織の役割
 - ① 支援体制構築
 - ② 名簿Bの受領と活用
 - ③ 研修等への参加を通じた防災リーダーの育成
 - ④ 避難所連絡会議への参加
- (3) 警察署および消防署の役割
 - ① 名簿Bの受領と活用
 - ② 見守り活動への協力
- (4) 要配慮者(避難行動要支援者を含む)の役割
 - ① 要配慮者：自身が備えておくべきことの理解と備えの実施
 - ② 避難行動要支援者：品川区避難支援個別計画作成への参画

発災時における役割

- (1) 区の役割
 - ① 名簿Aの情報提供
 - ② 避難行動要支援者の安否確認
 - ③ 避難所への職員派遣、避難した要配慮者の情報収集
 - ④ その他支援機関への安否確認協力依頼
- (2) 防災区民組織の役割
 - ① 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施
 - ② 避難所の開設と運営
- (3) 警察署および消防署の役割
 - ① 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出救助の実施

【第5章】円滑な避難誘導・避難所運営のための整備

1. 要配慮者に対する避難情報の提供

発災時には、複数の手段を用いて避難情報等の発信を行えるようにしている。このような複数の手段を準備しておくことにより、要配慮者への対応にもなる。

2. 円滑な避難誘導のための整備と避難誘導後の引き継ぎ方法

発災後の一時的な避難を行うための施設の整備や避難誘導後の引き継ぎ方法の整理に努め、各防災区民組織が実施する避難誘導訓練の実施や移送手段の確保等円滑な避難誘導体制の整備について支援を実施する。

3. 避難所の運営

発災時の火災や倒壊などにより、在宅避難が困難となった者が生活する場所として滞在する避難所において、準備と運営を以下のとおり行う。

(1) 避難所および補完避難所

「避難所連絡会議」において、要配慮者の視点に立った運営体制やルールづくりに取り組めるよう、区は要配慮者が生活するにあたり留意すべき点等を整理し周知を行う。発災時は「避難所連絡会議」が「避難所運営会議」に移行し運営を行う。各避難所は要配慮者の対応とともに支援を実施する。

(2) 二次避難所

二次避難所であるシルバーセンター、都立品川特別支援学校等の施設管理者と区が協力し、発災に備えた準備を行う。発災時は災害対策本部からの指示または要請に基づき施設管理者と区が協力し対応を行う。

(3) 福祉避難所

災害協定を締結した区内社会福祉法人等と区が協力し、発災に備えた準備を行う。発災時は災害協定を締結した区内社会福祉法人等が災害対策本部からの要請に基づき区と協力し対応を行う。